

野菜生産出荷安定法施行規則第 8 条の規定に基づき、農林水産大臣が定める 野菜を定める件

平成 15 年 10 月 1 日付け農林水産省告示第 1535 号

野菜生産出荷安定法施行規則（昭和 41 年農林省令第 36 号）第 8 条の規定に基づき、同条の農林水産大臣が定める野菜を次のように定める。

農林水産大臣 亀井 善

ししとうがらし（高知県の区域内で生産されるものに限る。）、わけぎ（広島県の区域内で生産されるものに限る。）及びらっきょう（鳥取県、宮崎県及び鹿児島県の区域内で生産されるものに限る。）

平成 16 年 4 月 1 日付け農林水産省告示第 899 号

野菜生産出荷安定法施行規則（昭和 41 年農林省令第 36 号）第 8 条の規定に基づき、平成 15 年 10 月 1 日農林水産省告示第 1535 号（野菜生産出荷安定法施行規則の規定に基づき特にその供給の安定を図る必要がある野菜として農林水産大臣が定めた件）の一部を次のように改正する。

農林水産大臣 亀井 善之

「わけぎ（広島県の区域内で生産されるものに限る。）及び」を「わけぎ（広島県の区域内で生産されるものに限る。）、」に改め、「らっきょう（鳥取県、宮崎県及び鹿児島県の区域内で生産されるものに限る。）」の次に「及びにがうり（熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域内で生産されるものに限る。）」を加える。

平成 18 年 3 月 31 日付け農林水産省告示第 509 号

野菜生産出荷安定法施行規則（昭和 41 年農林省令第 36 号）第 8 条の規定に基づき、平成 15 年 10 月 1 日農林水産省告示第 1535 号（野菜生産出荷安定法施行規則の規定に基づき、農林水産大臣が定める野菜を定める件）の一部を次のように改正する。

農林水産大臣 中川 昭一

「及びにがうり」を「、にがうり」に改め、「（沖縄県の区域内で生産されるものに限る。）」の下に「及びオクラ（高知県、鹿児島県及び沖縄県の区域内で生産されるものに限る。）」を加える。

平成 24 年 4 月 6 日付け農林水産省告示第 934 号

野菜生産出荷安定法施行規則（昭和 41 年農林省令第 36 号）第 8 条の規定に基づき、平成 15 年 10 月 1 日農林水産省告示第 1535 号（野菜生産出荷安定法施行規則第 8 条の規定に基づき、農林水産大臣が定める野菜を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

農林水産大臣 鹿野 道彦

「及びオクラ」を「、オクラ」に改め、「高知県、鹿児島県及び沖縄県の区域内で生産されるものに限る。）」の下に「及びみょうが（高知県の区域内で生産されるものに限る。）」を加える。

令和 4 年 4 月 1 日付け農林水産省告示第 674 号

野菜生産出荷安定法施行規則（昭和四十一年農林省令第三十六号）第八条の規定に基づき、平成十五年十月一日農林水産省告示第千五百三十五号（野菜生産出荷安定法施行規則第八条の規定に基づき、農林水産大臣が定める野菜を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

農林水産大臣 金子 原二郎

次の表により、改正後欄に掲げる既定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
ししとうがらし（高知県の区域内で生産されるものに限る。）、わけぎ（広島県の区域内で生産されるものに限る。）、らっきょう（鳥取県、宮崎県及び鹿児島県の区域内で生産されるものに限る。）、にがうり（ <u>群馬県、熊本県</u> 、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域内で生産されるものに限る。）、オクラ（高知県、鹿児島県及び沖縄県の区域内で生産されるものに限る。）及びみょうが（高知県の区域内で生産されるものに限る。）」	ししとうがらし（高知県の区域内で生産されるものに限る。）、わけぎ（広島県の区域内で生産されるものに限る。）、らっきょう（鳥取県、宮崎県及び鹿児島県の区域内で生産されるものに限る。）、にがうり（熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域内で生産されるものに限る。）、オクラ（高知県、鹿児島県及び沖縄県の区域内で生産されるものに限る。）及びみょうが（高知県の区域内で生産されるものに限る。）」